



# 野洲市景観形成方針 (案)



## 《 目 次 》

はじめに .....	1
1. 野洲市の景観の現状 .....	3
(1) 野洲市の景観の構成 .....	3
(2) 景観類型ごとの景観 .....	4
① 自然景観 .....	4
② 田園景観 .....	8
③ 集落景観 .....	8
④ 歴史・文化景観 .....	9
⑤ 道路景観 .....	10
⑥ 公園・緑地景観 .....	10
⑦ 市街地景観 .....	11
2. 良好な景観形成に向けての課題 .....	14
3. 景観形成の方針 .....	15
(1) 景観の将来像 .....	15
(2) 良好な景観形成に向けての基本方針 .....	17
① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全 .....	17
② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出 .....	17
③ うるおいのある景観の再生 .....	17
④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成 .....	17
4. 実現に向けて .....	18
(1) 野洲市景観計画 .....	18
(2) 他制度 .....	19
<b>資料編</b> .....	<b>20</b>

## はじめに

野洲市は、三上山をはじめとする山々や琵琶湖などの美しい自然、社寺・古墳や旧中山道・旧朝鮮人街道といった歴史・文化資源、広々とした田園景観といった景観資源に恵まれています。一方、一部集落や市街地においては、十分な取組みがなされていない箇所があり、良好な景観形成への取組みが望まれています。

このようなことから、山から河川・田園を経て、琵琶湖へつながる野洲らしい景観を保全し、次世代へ継承するとともに、ふるさと野洲への愛着をより強めてもらうために、市民・事業者・公共の協働により、良好な景観を形成する必要があります。

現在、野洲市においては、良好な景観を形成するために、滋賀県景観計画の適用を受けるとともに、都市計画法、建築基準法、野洲市環境基本計画など、さまざまな法令等に基づく景観施策を進めています。

中でも、滋賀県景観計画では、広域的な視点からの景観形成を行っていることから、野洲市の特性に応じたきめ細かな施策には対応できていないのが現状です。

そのため、野洲らしい景観形成について検討するため、市民等意向調査（市民・事業者アンケート、市民ワークショップなど）を実施するとともに、学識経験者、関係市民団体推薦者、公募市民で構成される「野洲市の景観を考える委員会」で議論し、景観形成方針（案）を作成しました。さらに、野洲市独自の景観計画の策定に向けた検討作業を進めています。

### 「景観」とは

『景観』という言葉は、野洲市では、『地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などさまざまな景観要素によって作られる、人の目に映る景色』とします。

良好な景観は、自然のみといった単一の要素で構成された景観だけではなく、人々の生活など、複数の要素が調和することによって作られるものです。

そのため、単一の景観保全を行うだけでなく、全体として調和する景観の形成を進めていくこととします。







## 凡例

委員からのご意見

市民アンケートなど

上位・関連計画

## (2) 景観類型ごとの景観

野洲市の景観を構成する、「自然景観」、「田園景観」、「集落景観」、「歴史・文化景観」、「道路景観」、「公園緑地景観」、「市街地景観」ごとに、『残したい景観』、『改善したい景観・創出したい景観』について整理しました。

### ① 自然景観

#### 【山地・丘陵】

##### 残したい景観

- ・三上山をはじめとする16座の山、滋賀県立希望が丘文化公園、御池などのため池、段々畑などを有し、自然環境を身近に感じられる地域となっています。
- ・三上山から妙光寺山、鏡山などに連なる山地、丘陵地は、風致地区などに指定されており、美しい山並みの保全が図られています。
- ・山地の裾野には、集落や田園などと一体となった落ち着いたある里山景観が形成されています。
- ・西側に比良山系が、東側に鈴鹿山脈を望むことができ、良好な眺望景観を形成しています。



南東部の山並み



妙光寺山と希望が丘文化公園



比良山の眺望

##### 改善したい景観 創出したい景観

- ・比良山などの眺望に電線などが支障とならないように配慮が必要になっています。



## 【三上山】

### 残したい景観

- ・ 三上山は、富士山に似た円錐型の山容から「近江富士」と呼ばれ、近江を代表する秀麗な眺望景観を形成しています。
- ・ 三上山の野洲川、田園、集落および神社仏閣などと調和した眺望は、野洲らしい景観を形成しています。
- ・ 琵琶湖周辺の景観資源として、市域のみならず、滋賀県下の重要な役割を担っており、良好な眺望景観の保全が求められています。



三上山と錦織寺



三上山と御池



三上山と野洲川

### 改善したい景観 創出したい景観

- ・ 大規模建築物などにより、良好な三上山の眺望が損なわれており、周辺の建築物などの景観誘導が必要となっています。
- ・ 三上山において松枯れが生じており、改善が必要となっています。

## 【琵琶湖湖岸】

残したい景観

- ・ マイアミ浜、あやめ浜などの白砂青松の砂浜や葦群落があり、比良山系の眺望を背景に、琵琶湖を取り巻く良好な湖岸景観を形成しています。
- ・ 吉川緑地や江口川親水公園などにおいては、今では失われてしまった内湖をほうふつする湖岸沿いの典型的な景観が形成されています。



琵琶湖湖岸



琵琶湖湖岸からの眺望

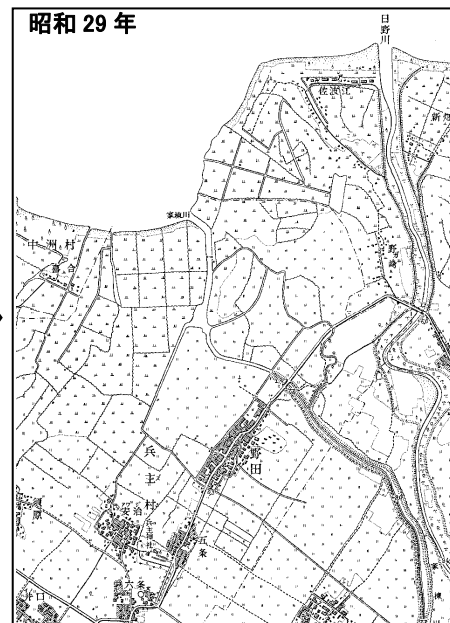
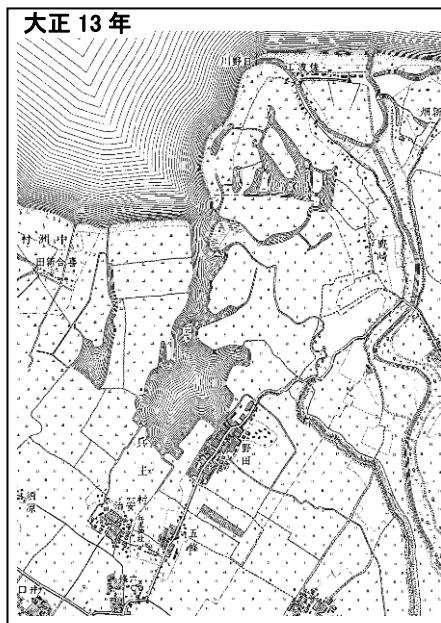


吉川緑地

改善したい景観  
創出したい景観

- ・ 湖岸道路沿いの野積みされた資材や散乱するゴミが景観を阻害しており、改善が求められています。
- ・ 葦群落や内湖の再生が求められています。

## 内湖の変遷



資料：国土地理院旧版地図



## 【河川】

### 残したい景観

- ・野洲川の廃川敷には、在来生物の生息空間の確保などを目的とした湖岸緑地中主吉川地区の都市公園が整備されています。
- ・家棟川でのNPO法人による櫓(ろ)こぎ船による遊覧、中の池川での地元住民などによる桜並木やホタルの生息環境の手入れなど、河川の景観形成を図る取組みの継続が求められています。
- ・河川の生態系、河畔林などの保全が求められています。



野洲川



家棟川と遊覧船



童子川



中の池川



大山川

### 改善したい景観 創出したい景観

- ・河川内の除草・清掃などに加え、豊かな生態系を創出する多自然型の整備とともに、並木や散歩道などの整備が求められています。
- ・水が失われた水路があり、水流の復活によりせせらぎを取り戻すとともに、これらを管理する地元の体制構築が求められています。

## ② 田園景観

残したい景観

- ・ 広大な田園景観が形成され、集落や神社仏閣、対岸の比良山系などと調和した野洲らしい景観を形成しています。
- ・ 田園のほとんどが農用地域に指定され開発などが抑制されています。



田園景観

改善したい景観  
創出したい景観

- ・ 田園内には、公共施設をはじめとする大規模建築物などが散在して立地しており、田園景観と調和した建築物の整備が求められます。
- ・ 菜の花やレンゲなどによる懐かしい景観の創出が求められています。



野洲市総合体育館

## ③ 集落景観

残したい景観

- ・ 古くより形成されてきた集落では、瓦屋根の和風建築が主体となって周辺の田園や里山などと調和した、野洲らしい良好な景観が形成されています。
- ・ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づく「近隣景観形成協定」が結ばれている地区があり、良好な景観形成に向けて自主的な取り組みが行われています。



三上山や田園と調和する集落

改善したい景観  
創出したい景観

- ・ より魅力的な集落景観を形成していくため、建築物の景観誘導や道路の修景整備などが求められています。



近隣景観形成協定

#### ④ 歴史・文化景観

##### 残したい景観

- ・ 御上神社、兵主神社、錦織寺などといった古い歴史を持つ神社仏閣が数多く残され、鎮守の森などとともに、市街地・集落地における地域環境・景観上重要な役割を担い、歴史的な空間を特徴づけています。
- ・ 三上のずいき祭をはじめとする各種伝統行事も、文化的な景観を形成しています。
- ・ 旧中山道や旧朝鮮人街道沿いは、昔ながらの近世以降のまち並みの面影が残っています。
- ・ 歴史がある旧朝鮮人街道の桜並木は、地元住民に管理され良好な景観を形成しています。
- ・ 野田には、西洋建築家のヴォーリズゆかりの教会が残り、近代の風情を今に伝えています。



御上神社(国宝)



大笹原神社(国宝)



兵主神社庭園(国 名勝)



錦織寺



妓王寺



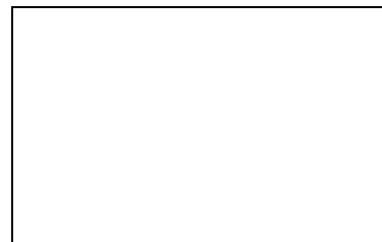
三上のずいき祭



旧中山道



旧朝鮮人街道の桜並木



ヴォーリズゆかりの教会

##### 改善したい景観 創出したい景観

- ・ 歴史的遺産を活かした景観整備が求められています。
- ・ 神社仏閣などから眺望できる周辺の建築物や周辺環境などについて、景観に配慮した整備が求められています。
- ・ 旧中山道や旧朝鮮人街道においては、旧街道としての魅力を高めるため、沿道建築物の景観に配慮した整備や標識の整備などが求められています。
- ・ 祇王井川においては、旧朝鮮人街道と一体となった景観整備が求められています。



## ⑤ 道路景観

残したい景観

- ・電柱のない箇所や街路樹・桜並木を有する区間では良好な景観が形成されています。
- ・市の中央部を通る野洲中主線からは、田園にたたく錦織寺と背景となる三上山とが調和した良好な景観を形成しています。

改善したい景観  
創出したい景観

- ・主要幹線道路をはじめとする一部の路線においては、沿道の彩度の高い建築物や屋外広告物を含めた沿道景観の改善とともに、適切な清掃や除草、緑化の推進など、沿道住民による愛着のある取り組みが求められています。
- ・野洲川を渡る橋梁などにおいても景観に配慮した整備が求められています。



国道8号



主要地方道大津能登川長浜線

## ⑥ 公園・緑地景観

残したい景観

- ・希望が丘文化公園は、周辺の山並みと調和した四季折々の景観を形成しています。
- ・国史跡大岩山古墳群のうち3古墳を有する桜生史跡公園は、史跡と調和した良好な景観を形成しています。
- ・琵琶湖湖岸緑地、野洲川緑地、さくら緑地などの都市計画緑地は、建築物の立地が抑制されるとともに、レクリエーション施設などが整備され、良好な景観を形成しています。



希望が丘文化公園



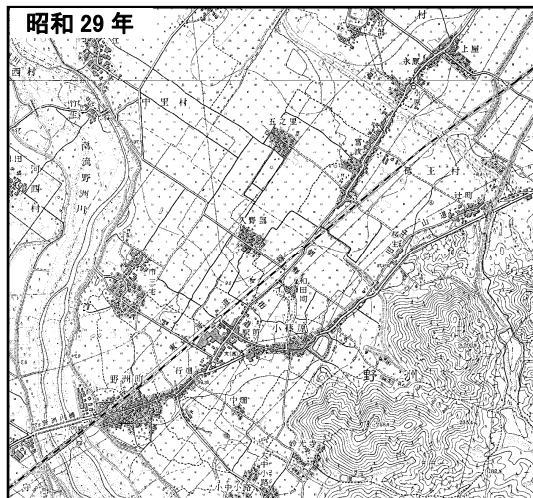
さくら緑地

改善したい景観  
創出したい景観

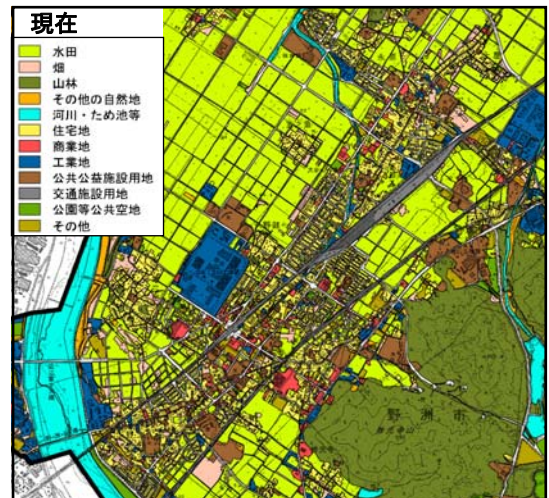
- ・花壇の設置やシンボルとなる樹木の植栽などが求められています。

## ⑦ 市街地景観

### 市街地拡大の変遷



資料: 国土地理院旧版地図



### 【野洲駅周辺】

#### 残したい景観

- ・ 駅前には市の玄関口であることから、シンボルである三上山の眺望の確保が求められています。
- ・ 駅前で冬季に実施されているライトアップは良好な景観の形成に寄与しており、取組みの継続が求められています。



JR 野洲駅からの三上山の眺め

#### 改善したい景観 創出したい景観

- ・ 高層マンションや屋外広告物などが多数みられ、これらの景観誘導や乱開発の防止とともに、緑化による景観の形成が求められています。
- ・ 三上山の眺望を楽しむ視点場の整備が求められています。
- ・ 駅前の未利用地などにおいては、景観に配慮した整備が求められています。



野洲駅西側の高層マンション



野洲駅北側

### 【西河原周辺】

残したい景観

- ・ 高さの抑えられた比較的落ち着いた着きある良好な市街地景観を形成し、四方に山と田園の眺望が広がり、良好な景観の保全が求められています。



### 【JR篠原駅周辺】

残したい景観

- ・ 低層の住宅を中心とした市街地によって良好な景観が形成されており、景観の保全が求められています。



改善したい景観  
創出したい景観

- ・ JR篠原駅前には、賑わいのある景観の形成が求められています。

### 【計画住宅地】

残したい景観

- ・ 久野部東地区、細流（せせらぎ）の郷地区、ホープタウン錦の里などでは、計画的に整備された住宅地があり良好な景観を形成しています。
- ・ 良好な住環境を持続させるため、地区計画の指定や建築協定の締結などがなされ、これらの継続した取組みが求められています。



細流の郷地区



ホープタウン錦の里地区

改善したい景観  
創出したい景観

- ・ 今後、新たに作られる住宅地においても、緑化を推進するなど、周辺と調和した良好な景観の形成が求められています。



## 【大規模工場・大規模公共施設】

残したい景観

- ・野洲北中学校の校舎はシンボリックな景観を形成しています。



野洲北中学校

改善したい景観  
創出したい景観

- ・JR野洲駅北側、三上、大篠原などには大規模工場が集積して立地しており、周辺からの眺望に配慮した植栽などの景観整備が求められています。
- ・市内に点在して立地する大規模公共施設についても、緑化を推進するなど周辺の景観と調和した整備が求められています。



野洲川右岸



大篠原



野洲駅北側

## 2. 良好な景観形成に向けての課題

前項までの野洲市の景観の現状をうけ、良好な景観形成に向けての課題を整理します。

### ① 野洲らしい景観の保全についての課題

三上山をはじめとする山並み、野洲川などの河川、琵琶湖といった自然景観、集落と調和した平地部の田園景観、各地域に点在する神社仏閣などの歴史・文化景観が調和することで野洲らしい景観を形成しており、これらの景観の保全が課題となっています。

### ② 良好な景観の改善・創出についての課題

野洲駅を中心に急速に広がった市街地や、国道8号をはじめとする主要幹線道路の一部などでは、派手な色彩の建物や屋外広告物などが立地し、周辺景観と調和しているとは言い難い状況にあります。また、大規模建築物などは景観に対し、大きな影響を及ぼしています。このため、良好な景観の形成に向けて、改善・創出が課題となっています。

### ③ 失われた景観についての課題

生活の利便性や安全性が確保されたことと引き換えに、昔ながらのまち並み、琵琶湖の葦群落、内湖、清水の流れる水路などのうるおいのある生活環境が失われつつあり、これらの景観の再生が課題となっています。

### 3. 景観形成の方針

前項までの野洲市の景観の現状や課題をうけ、良好な景観を形成していくための方針を示します。

#### (1) 景観の将来像

野洲市は、野洲のシンボルとなる三上山をはじめとする山々から、野洲川や日野川などの河川、広がりのある田園を経て、日本最大の琵琶湖へつながる、先人から受け継いできた、野洲らしい美しい景観を有しています。

しかしながら、昭和40年代以降に急速に市街化が進んだ地域は、一部で景観に配慮した整備がなされているものの、その大半は、目指すべき方向性もほとんどなく、自由な建築行為などにより、野洲らしい美しい景観と調和しているとは言い難い市街地景観を形成しています。

近年、質的充足が求められる社会背景にあり、都市間競争に打ち勝つためにも地域特性を活かした個性豊かなまちづくりが求められています。

そのため、野洲市では、先人から受け継いできた、野洲の個性である美しい景観を保全・再生によって継承するとともに、これらと調和した市街地景観の創出によって野洲の個性を伸ばし、市全体に広くつながる魅力ある景観を形成し、次世代へ継承していきます。

ここに、野洲市の『景観の将来像』と『良好な景観形成に向けての基本方針』を以下のように定め、市民・事業者・公共の協働により、良好な景観の形成に向けての取組みを進めることとします。

#### 景観の将来像（案）

『つながるふるさと野洲の景観』

～山から琵琶湖へ 先人から現代そして次世代へ～



## 良好な景観形成に向けての基本方針

- ① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全
- ② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
- ③ うるおいのある景観の再生
- ④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

### 『つながるふるさと野洲の景観』

自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全

市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出

うるおいのある景観の再生

市民・事業者・公共との協働による景観の形成

次世代へ



## (2) 良好な景観形成に向けての基本方針

---

### ① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全

三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの自然景観、田園・集落景観、神社仏閣や伝統行事などの歴史・文化景観など、これらが調和した野洲らしい景観を保全します。

特に、野洲のシンボルである三上山については、視点の対象となる三上山自体を引き続き保全するとともに、良好な眺望景観を確保していくため、視点場を設定し、ここからの眺望景観を保全していくこととします。



### ② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出

市街地や主要幹線道路沿道の建築物などについては、自然景観や田園景観などとの調和を図ります。

### ③ うるおいのある景観の再生

旧街道における昔ながらのまち並みや琵琶湖の葦群落、内湖、河畔林、清水の流れる水路などを取り戻すことにより、うるおいのある景観を再生します。

### ④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

良好な景観を形成するにあたっては、市民・事業者・公共が協働で取り組むことが不可欠です。

そのために、将来を担う子どもたちを含めた市民、事業者などへ情報発信を行うとともに、景観づくりについて住民などと協働で検討するなど、景観に対する意識の醸成を行っていきます。

## 4. 実現に向けて

野洲市では、良好な景観を保全または形成するために、滋賀県景観計画の適用を受けるとともに、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、さまざまな制度を活用\*しています。また、市民・事業者・公共の協働により、野洲市環境基本計画に基づく、豊かな自然環境および良好な環境の保全に向けての取組みも進めています。

これらのうち、滋賀県景観計画では、県レベルでの広域的な視点から景観誘導を行っていることから、野洲市の特性に応じたきめ細かな施策には対応できていないのが現状です。

そのため、野洲市独自の景観計画などの新たな制度の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しながら、これまで取組んできた制度も積極的に活用し、野洲市の景観まちづくりを総合的・一体的に推進していきます。

※：P 2「野洲市における景観に関する法規制状況図」参照

### (1) 野洲市景観計画

野洲市は、景観法に基づいて景観行政を担う景観行政団体になり、景観計画・条例を定め、市民・事業者・公共の協働により、良好な景観を形成していきます。

#### 『重点地区』の設定方針

良好な景観形成に向けて、優先的に取組む区域を『重点地区』として設定します。

今後、関係住民などと協議を進めながら、景観形成に向けたルールづくりなどの取組みを進めることとします。

##### 自然景観を保全する地区

- 野洲のシンボルである三上山の眺望を保全していく地区
- 山地、琵琶湖、河川、里山、田園などの良好な景観を保全していく地区

##### 歴史・文化景観を継承・再生する地区

- 野洲で培われてきた歴史・文化景観を継承・再生していく地区

##### 良好な市街地景観を形成する地区

- 市の玄関口である野洲駅の周辺地区
- 主要な幹線道路の沿道
- 景観づくりが進められている地区

## 景観計画での取り組み例

三上山の良好な眺望を確保するために行う建築物の景観誘導  
沿道建築物等の景観誘導  
集落での建築物等の景観誘導  
大規模建築物等の景観誘導  
景観計画に記載した事項にもとづく道路や河川の修景整備 など

## (2) 他制度

---

- ① 都市計画法
- ② 景観農業振興地域整備計画
- ③ 重要文化的景観
- ④ その他



# 資料編

- ・野洲市における景観に関する法規制の概要
- ・市民等意向・委員意見の整理

## 野洲市における景観に関する法規制の概要

根拠法	名称	概要	景観への作用
景観法	滋賀県 景観計画	滋賀県下（景観行政団体の市を除く）の良好な景観の形成に向けた行為の制限などを定めた計画で、野洲市では、景観重要区域として、琵琶湖湖岸の琵琶湖景観形成地域（特別地区を含む）と大津能登川長浜線沿道の沿道景観形成地区において区域特性に応じた景観誘導を行っている。景観重要区域以外では、大規模な建築物に対して景観誘導を行っている。	計画に沿った良好な景観形成に向けて、直接的に作用している。
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	近隣景観形成協定	自治会や町内会などにおいて、建物の形や色彩の調和、緑化など景観形成に関する事項について、お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しい住みよいまちづくりを進めていく制度。	協定に沿った良好な景観形成に向けて、直接的に作用している。
都市計画法	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 住居系、商業系などの用途地域を定め、指定用途ごとに、建築できる建物用途、建ぺい率、容積率などの制限をうける。	指定用途ごとに建築できる建物用途、容積率などが指定されており、それに応じた景観が形成される。 一部の指定用途では、建築できる建物用途の幅が広く高さ制限も無いので、様々な用途・高さの建築物が混在した景観となる。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。農業従事者の住宅やこれに関する公益的な施設などの建築などは認められるが、市街地化を促進するような建築などは認められない。	建築物の乱立による景観の乱れは少ない。しかし、景観に調和しない、左記の建築物が新たに立地する可能性もある。
	地区計画	地区の特性に応じて、建築物の用途、形態・意匠、高さなどのルールを用途地域よりも詳細に定めることができる。	形態・意匠などのルールを適用できるので、街並み誘導が可能。
	風致地区	都市の風致を維持するために定める地区で、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などが制限される。	周辺の風致との調和が図られることから、自然と調和した建造物や緑の多い景観となる。
都市計画法 建築基準法	【参考】 開発行為等に関する指導要綱	一定規模以上の開発行為や建築などを行う場合の機能を主とした許可基準が示されている。	機能面を主とした規制・誘導を行うもので、景観への作用は少ない。
建築基準法	建築協定	地区の特性に応じて、建築物の用途、形態・意匠も詳細に定めることができる。指定には区域内住民などの全員合意が必要。	形態・意匠などのルールを適用できるので、街並み誘導が可能。
自然公園法	自然公園 （国定・県立）	優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園で、開発行為などが制限されている。	特別地域で開発行為などを行う場合は、知事の許可が必要であり、自然風景が保護されている。
森林法	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、立木の伐採、土地の形質の変更などが制限されている。	原則、管理目的以外は立木の伐採が規制されているため、森林景観が保全される。
農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農用地区域	市の定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた長期にわたって保全すべき農用地で、農地の転用などが制限されている。	開発が抑制され、農地が保全されることで、田園風景が保全される。

## 市民等意向・委員意見の整理

第4回委員会の資料5を挿入します。







野洲市